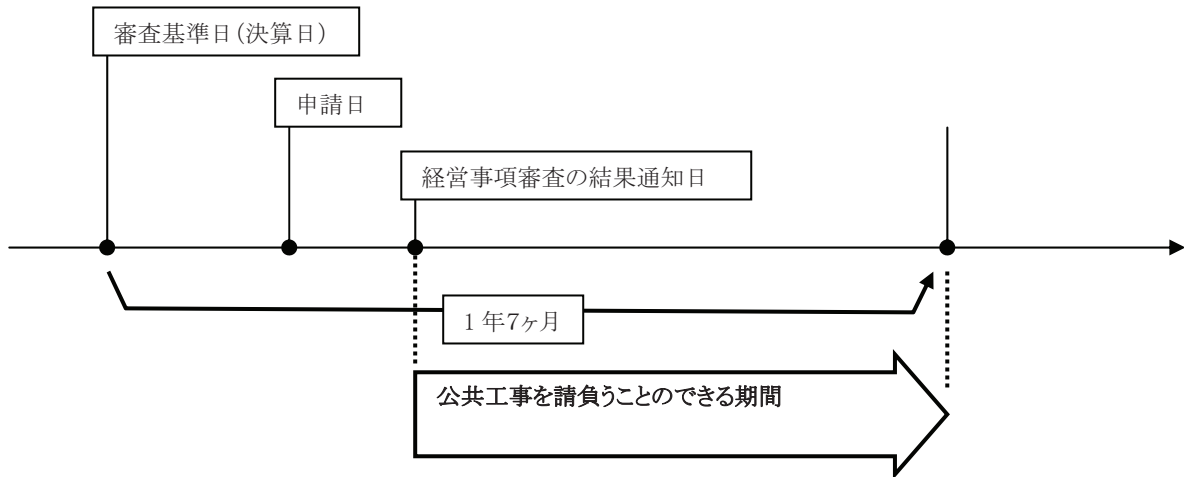


2. 結果通知書の有効期限

建設業者は、経営事項審査の結果通知書(「**経営規模等評価結果通知書**」・「**総合評定値通知書**」)を取得したときから、国又は地方公共団体等と請負契約を締結することができますが、その有効期限は当該経営事項審査の審査基準日から1年7か月です(図-1)。

従って、公共工事を常時請負う場合、有効期間が切れ目なく継続するよう毎年定期に経営事項審査を受ける必要があります(図-2)。結果通知書の有効期限が切れた場合には、新たに経営事項審査の結果通知書を取得するまでの間、公共工事を請負うことができませんので、期日管理に十分に注意してください。

【図-1】



【図-2】

